

令和6年度 飯田市職員採用試験実施要綱

【令和7年4月採用】

行政上級（行政・機械・電気・福祉・（スポーツ・文化芸術））
・ 建築上級・土木上級・行政歯科衛生士・行政保育士

令和6年4月30日

筆記試験は総合能力試験「SPI3」により行います。教養試験・専門試験はありません。

私たちの先輩は、豊かな発想と大胆な行動により、いつの時代も全国の地方都市に先駆けた取組を展開し、特徴あるまちづくりを進めてきました。時代の混迷に怯むことなく、毅然として課題解決にあたり、新たなまちづくりを進めなければなりません。

リニア開通後の大交流時代を見据えた飯田市総合計画「いいだ未来デザイン2028」の実現に向けて、平成30年3月に策定した「飯田市人財育成基本方針」において目指す職場～尊重・信頼・共感 全員でつくる『チーム飯田市役所』～を目指し、「結いの心」と「やわらかな発想」を持った職員を募集します。

受験申込受付期間	令和6年4月30日(火)～5月27日(月) 午後5時15分まで
第1次試験	令和6年6月5日(水)～6月11日(火) ※期間内に受験



長野県飯田市総務部人事課

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地

電話：0265-22-4511 内線2142



Iida City
飯田市

飯田市では、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」といいます。）第17条の2第2項の規定により、令和7年4月1日採用予定の行政上級・建築上級・土木上級・行政歯科衛生士・行政保育士の職員採用試験を下記のとおり実施します。

記

1 採用の区分、採用予定人数、試験の区分、受験資格等

採用の区分	採用予定人数	試験の区分	受験資格等
行政上級	8人	(行政)	平成2年4月2日から平成15年4月1日までの出生者
		(機械)	
		(電気)	
		(福祉)	平成2年4月2日から平成15年4月1日までの出生者で、社会福祉士又は介護支援専門員資格取得者（令和7年の春までに当該資格を取得する見込みの方を含みます。）
		(スポーツ・文化芸術)	平成2年4月2日から平成15年4月1日までの出生者で、中学校卒業後、スポーツ又は文化芸術分野において県代表等として全国レベルの大会等に出場した経験のある者
建築上級	1人	(建築)	平成2年4月2日から平成15年4月1日までの出生者
土木上級	1人	(土木)	
行政歯科衛生士	1人	なし	平成2年4月2日以降の出生者で、歯科衛生士資格取得者（令和7年の春までに当該資格を取得する見込みの方を含みます。）
行政保育士	6人	なし	平成2年4月2日以降の出生者で、保育士資格取得者（令和7年の春までに当該資格を取得する見込みの方を含みます。）

(備考) 1 行政上級とは、大学卒業程度の知識・教養を持つ行政職の採用区分です。また、試験の区分にかかわらず、採用後は、個人が有している資格や専門分野を考慮しつつ、人事異動によって広く行政の各分野に携わります。

2 行政上級の試験の区分は、行政、機械、電気、福祉、スポーツ・文化芸術の各試験区分からあらかじめ一つを選択し受験していただきます。これは多様な分野の能力を持つ人材を採用し、流動的に活用することによってコンパクトで総合力のある市役所を運営するためです。専門職として特定の業務へ固定的に配置するためではありません。

なお、同じ受験申込受付期間内に募集している病院事務（上級）との併願も可能です。

3 建築上級及び土木上級とは、大学卒業程度の知識・教養を持つ建築職又は土木職の採用区分です。採用後は、個人が有している資格や専門分野を考慮しつつ、主に建築分野又は土木分野に携わります。

4 行政歯科衛生士又は行政保育士の採用の区分で採用された場合、採用後において、それぞれ行政歯科衛生士又は保育士としての業務のほか、異動等により本庁又は出先機関における一般行政業務（事務など）を行うこととなります。

■ この試験を受験できない方

法第16条各号に規定する次のいずれかに該当する方は、この試験を受験することができません。

(下記※のア及びイを参照)。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 飯田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ ア 平成22年度職員採用試験から、外国籍(日本国籍を有しないことをいう。)の方の受験が可能となりました。

イ 外国籍の方は採用後、公権力の行使にあたる業務などは従事できません。

外国籍職員の担当業務について

「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、飯田市では外国籍の職員は次のような業務及び職に就くことができません。

- 1 公権力の行使にあたる業務について
 - ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - ・市民に対して強制力を以って執行する業務
 - ・その他の公権力の行使に該当する業務
- 2 公の意思の形成に参画する職について
 - ・飯田市の行政の企画、立案、決定等に関与する職
 - ・基本計画の策定、予算査定、人事労務管理等に関与する職

2 試験の方法、内容、日時等

(1) 第1次試験

ア 採用試験の方法、日時等

採用の区分	試験の区分	試験の方法	内容	日時
行政上級	(行政) (機械) (電気) (福祉) (スポーツ・文化芸術)	①動画審査 (約5分間の録画面接) ②総合能力試験 (約2時間)	①提示された質問に対し受験者が応答する動画の審査 ②大学卒業程度のSPI3(文章の意味の理解力、論理的思考力、適性検査)	①受験申込受付期間内に、下記「5 受験手続」によりインターネットで受験申込を行い、ナビゲーションに従って動画を提出(※1) ②令和6年6月5日(水)から令和6年6月11日(火)までのうち、受験者が指定する日時(※2)
建築上級	(建築)			
土木上級	(土木)			
行政歯科衛生士	なし	①動画審査 (約5分間の録画面接) ②総合能力試験 (約2時間)	①提示された質問に対し受験者が応答する動画の審査 ②高校卒業程度のSPI3(文章の意味の理解力、論理的思考力、適性検査)	
行政保育士	なし			

※1…インターネットに接続されたパソコンまたはスマートフォンが必要です。

パソコンの場合は、カメラとマイクが接続されたものをご用意ください。

スマートフォンの場合は、指示に従い所定のアプリをダウンロードしていただきます。

※2…インターネットに接続されたパソコンで指定期間内に受検していただく「Webテスト」形式により実施します。受検手続の詳細については、受験申込受付期間終了後、受験申込時に記載していただいたメールアドレス宛に送付する電子メールによりご案内します。

イ 第1次試験合格者の発表

令和6年6月下旬頃まで(第2次試験実施まで)に、第1次試験受験者に直接通知します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者を対象に行います。

ア 試験の方法、日時等

採用の区分	試験の方法	内容	日時	場所
行政上級 建築上級 土木上級 行政歯科衛生士	人物試験 (45分程度)	個別面接	令和6年7月中旬 (詳細は別途通知)	飯田市役所
行政保育士	口述・実技試験 (半日程度)	職場適応性判定のための 口述、実技等による試験	令和6年7月上旬 (詳細は別途通知)	飯田市役所 又は保育所
	人物試験 (45分程度)	個別面接	令和6年7月中旬 (詳細は別途通知)	飯田市役所

イ 第2次試験合格者の発表

令和6年7月下旬頃まで(第3次試験実施まで)に、第2次試験受験者に直接通知します。

(3) 第3次試験

第2次試験合格者を対象に行います。

ア 試験の方法、日時等

採用の区分	試験の方法	内容	日時	場所
行政上級 建築上級 土木上級 行政歯科衛生士 行政保育士	人物試験 (30分程度)	個別面接	令和6年8月上旬 (詳細は別途通知)	飯田市役所

イ 第3次試験合格者(採用内定者)の発表

令和6年8月下旬頃までに、第3次試験受験者に直接通知します。

(4) 健康診断及び受験資格調査

採用内定者を対象に、通常の職務遂行に必要な健康度についての健康診断及び受験資格の調査を行います。

3 採用決定から採用まで

- (1) 健康診断及び受験資格調査の結果に基づいて採用を決定し、採用内定者に直接通知します。
- (2) 採用予定日は、令和7年4月1日です。なお、この採用は法第22条第1項の規定による条件付採用であり、条件付で採用された時から起算して6か月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。この期間においてその職務が良好な成績でないと判断された場合は正式採用とならない(免職となる)場合があります。
- (3) 採用決定を受けた方が、法第33条の規定に該当する行為その他の公務員となるのにふさわしくない行為を採用日前に行った場合は、採用されません。
- (4) 受験申込書等の記載事項に事実と異なる内容を記載した場合は、合格又は採用を取り消すことがあります。
- (5) 1の「受験資格等」欄に掲げる資格を取得する見込みである方については、採用決定を受けた場合であっても、当該資格を取得できなかったときは、採用されません。

